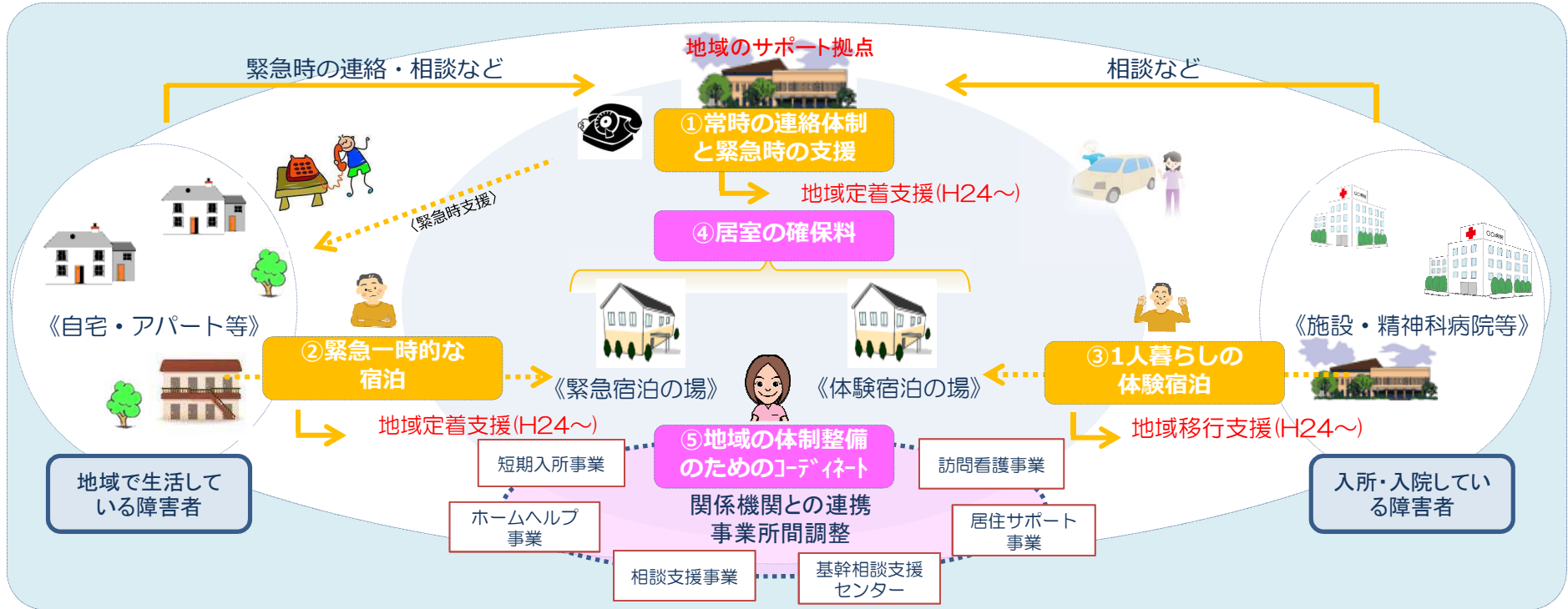


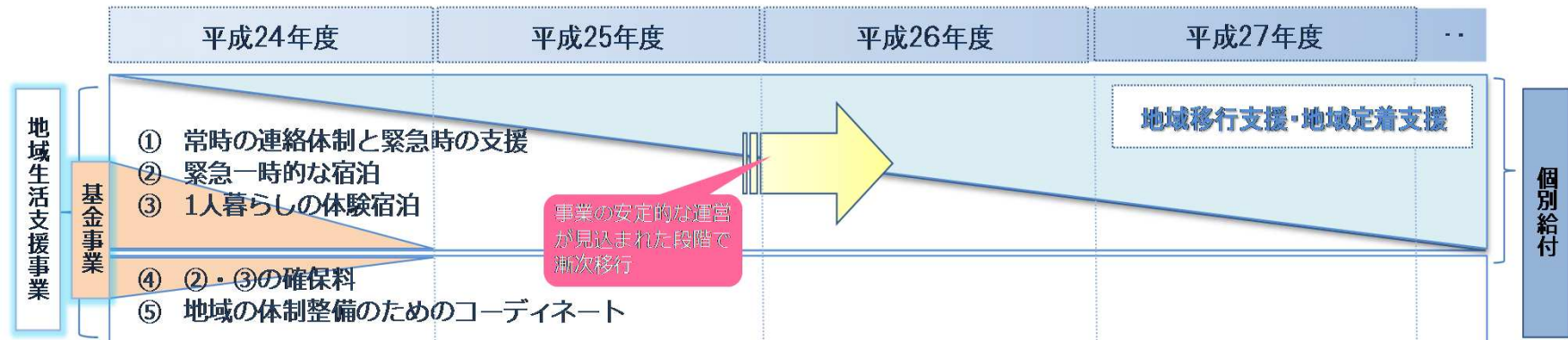
障害者の地域生活を支えるための事業の個別給付への円滑な移行

これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金等により財政支援を行ってきた障害者の地域生活を支えるための事業のうち、「地域の体制整備のためのコーディネート」や「緊急・体験宿泊の場の確保料」については、引き続き、地域生活支援事業費補助金により支援。

その他の「常時の連絡体制の確保」などについては、個別給付（地域相談支援）として実施することが基本となるが、事業の安定的な運営が見込まれるまでの間、**地域生活支援事業費補助金を活用しながら、個別給付（地域相談支援）への移行を進める。**



(参考) 地域生活支援事業費補助金から個別給付（地域相談支援）への円滑な移行のイメージ



(参考) 障害者支援施設 (入所施設) の現状等

施設入所支援

○ 対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
- ③ 生活介護利用者のうち、①に該当しないが、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める区分1以上の者
- ④ 就労継続支援B型の利用者のうち、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- 夜勤職員
→1人以上(生活介護を実施している場合)
- 休日等の職員配置
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

○ 報酬単価 (平成24年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

| | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|------------------|
| ■ 定員40人以下の場合 | (区分6) | (区分5) | (区分4) | (区分3) | (区分2以下)※未判定の者を含む |
| | 447単位 | 376単位 | 304単位 | 229単位 | 165単位 |

■ 主な加算

重度障害者支援加算

- (Ⅰ) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ② 重症心身障害者
- (Ⅱ) 強度行動障害者[10単位～735単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
- ・利用定員が21人以上40人以下の場合[49単位]
 - ・利用定員が41人以上60人以下の場合[41単位]
 - ・利用定員が61人以上の場合[36単位]

○ 事業所数 2,630 (国保連平成25年3月実績)

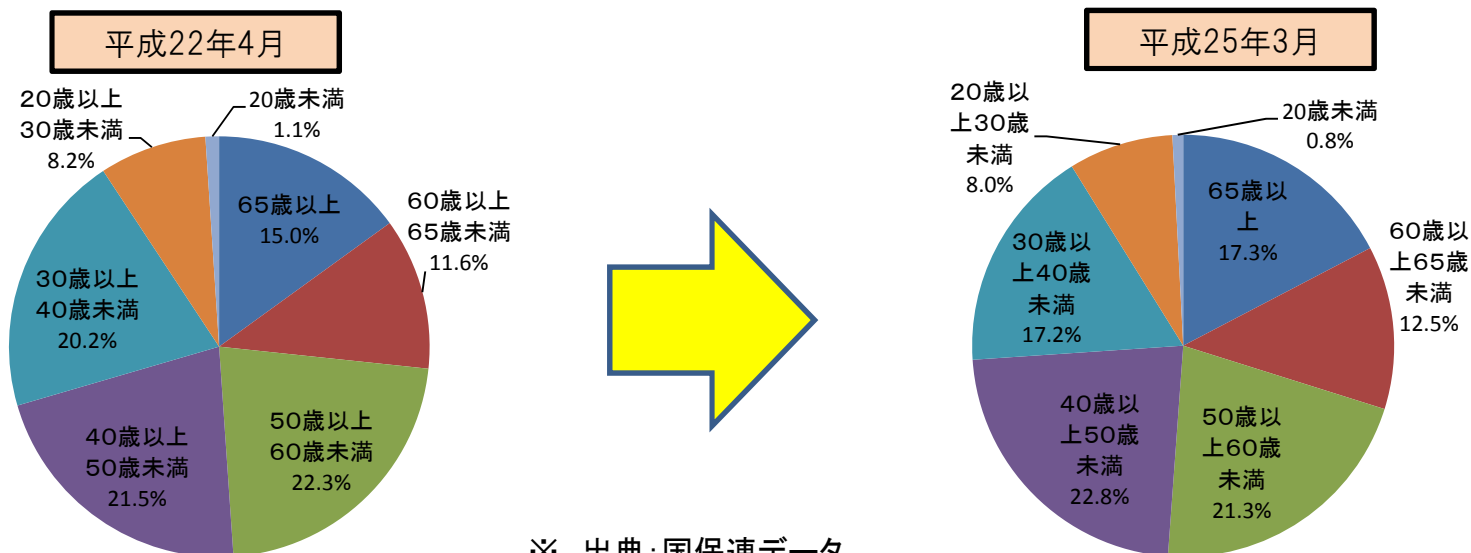
○ 利用者数 134,247(国保連平成25年3月実績)

障害者支援施設（施設入所支援）の利用者（年齢階層）

障害者支援施設（施設入所支援）では、60歳以上の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。

年齢階層

| 障害程度区分 | 平成22年4月 | | 平成25年3月 | | 増減 | |
|------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 利用者数(人) | 割合(%) | 利用者数(人) | 割合(%) | 利用者数(人) | 割合(%) |
| 65歳以上 | 9,555 | 15.0 | 23,263 | 17.3 | 13,708 | 2.3 |
| 60歳以上65歳未満 | 7,407 | 11.6 | 16,812 | 12.5 | 9,405 | 0.9 |
| 50歳以上60歳未満 | 14,157 | 22.3 | 28,594 | 21.3 | 14,437 | ▲ 1.0 |
| 40歳以上50歳未満 | 13,699 | 21.5 | 30,606 | 22.8 | 16,907 | 1.3 |
| 30歳以上40歳未満 | 12,871 | 20.2 | 23,079 | 17.2 | 10,208 | ▲ 3.0 |
| 20歳以上30歳未満 | 5,232 | 8.2 | 10,791 | 8.0 | 5,559 | ▲ 0.2 |
| 20歳未満 | 677 | 1.1 | 1,102 | 0.8 | 425 | ▲ 0.2 |
| 合計 | 63,598 | 100.0 | 134,247 | 100.0 | 70,649 | - |



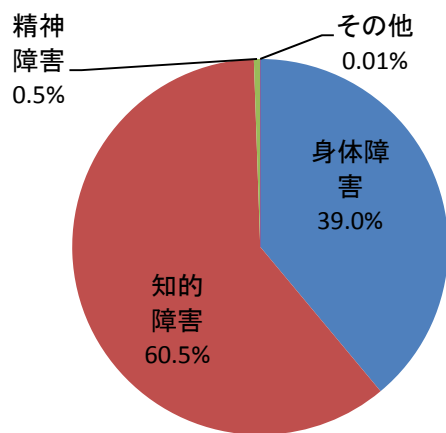
障害者支援施設（施設入所支援）の利用者 （障害種別内訳）

○ 障害者支援施設（施設入所支援）利用者の障害種別は、知的障害が6割以上。

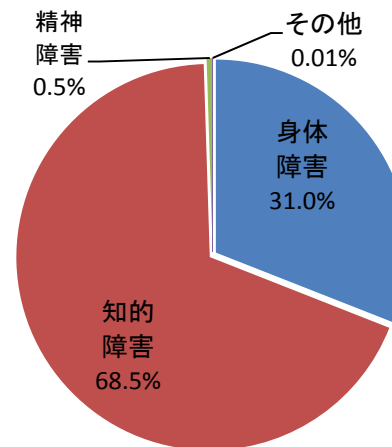
障害種別

| 障害種別 | 平成20年4月 | | 平成25年3月 | | 増減 | |
|------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 利用者数(人) | 割合(%) | 利用者数(人) | 割合(%) | 利用者数(人) | 割合(%) |
| 身体障害 | 9,847 | 39.0 | 41,566 | 31.0 | 31,719 | ▲ 8.0 |
| 知的障害 | 15,288 | 60.5 | 92,006 | 68.5 | 76,718 | 8.1 |
| 精神障害 | 139 | 0.5 | 662 | 0.5 | 523 | 0.0 |
| その他 | 3 | 0.0 | 13 | 0.0 | 10 | 0.0 |
| 合計 | 25,277 | 100.0 | 134,247 | 100.0 | 108,970 | - |

平成20年4月



平成25年3月



※出典：国保連データ

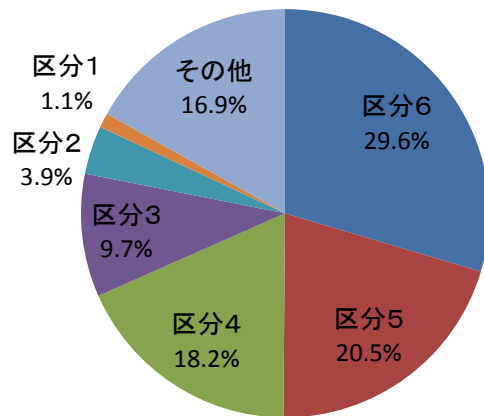
障害者支援施設（施設入所支援）の利用者 （障害程度区分別）

○ 障害者支援施設（施設入所支援）利用者のうち、障害程度区分5以上が5割以上。

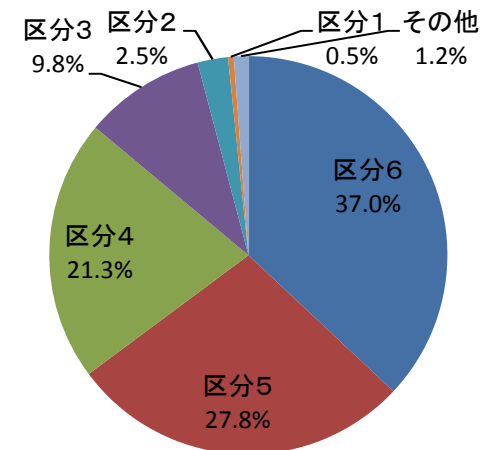
障害程度区分

| 障害程度区分 | 平成20年4月 | | 平成25年3月 | | 増減 | |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|--------|
| | 利用者数(人) | 割合(%) | 利用者数(人) | 割合(%) | 利用者数(人) | 割合(%) |
| 区分6 | 7,485 | 29.6 | 49,654 | 37.0 | 42,169 | 7.4 |
| 区分5 | 5,185 | 20.5 | 37,339 | 27.8 | 32,154 | 7.3 |
| 区分4 | 4,610 | 18.2 | 28,568 | 21.3 | 23,958 | 3.0 |
| 区分3 | 2,462 | 9.7 | 13,179 | 9.8 | 10,717 | 0.1 |
| 区分2 | 976 | 3.9 | 3,328 | 2.5 | 2,352 | ▲ 1.4 |
| 区分1 | 290 | 1.1 | 630 | 0.5 | 340 | ▲ 0.7 |
| その他 | 4,269 | 16.9 | 1,549 | 1.2 | ▲ 2,720 | ▲ 15.7 |
| 合計 | 25,277 | 83.1 | 134,247 | 98.8 | 108,970 | - |

平成20年4月



平成25年3月



※ 出典：国保連データ

老化・早期退行が顕著となった場合の対応等

障害者支援施設では、老化・早期退行が顕著となった場合、特養等の移行で対応が 約5割以上(知的障害)を占める。

老化・早期退行が顕著となった場合の対応(%)

(施設、事業所に聴取)

| | 障害者支援施設 | | 生活介護事業所(通所) | GH・CH | |
|---------------|---------|------|-------------|-------|------|
| | 知的障害 | 身体障害 | 知的障害 | 知的障害 | 精神障害 |
| ①現在の事業所で対応する | 17.9 | 24.7 | 10.6 | 16.7 | 2.3 |
| ②特養等への移行で対応する | 51.2 | 22.5 | 17.2 | 40.6 | 42.2 |
| ③その他 | 14.7 | 28.7 | 27.8 | 16.7 | 25.0 |
| ④無回答 | 16.1 | 24.2 | 44.5 | 25.9 | 30.5 |

※ 地域における高齢の障害者の居住支援等の在り方に関する調査・研究(平成24年度(日本知的障害者福祉協会))

老化を伴う症状が顕著な人への支援として今後必要に思うこと

障害者支援施設では、現行の機能強化、GH・CHでは、主に居宅系、日中系サービスを必要と考えている場合が多い。

老化を伴う症状が顕著な人への支援として今後必要に思うこと(施設、事業所に聴取(%))

○ 居住関係等で必要に思う支援

| | 障害者支援施設 | | 生活介護事業所(通所) | GH・CH | |
|---|---------|------|-------------|-------|------|
| | 知的障害 | 身体障害 | 知的障害 | 知的障害 | 精神障害 |
| ①現行の障害者支援施設のさらなる機能強化 | 30.7 | 28.1 | 17.4 | 17.3 | 13.3 |
| ②グループホームや自宅で積極的に居宅介護、移動支援等のサービス利用 | 9.0 | 10.8 | 20.2 | 19.4 | 11.7 |
| ③グループホームや自宅で、訪問看護や訪問介護など介護保険サービスの積極的な活用 | 9.6 | 10.8 | 18.6 | 19.7 | 23.4 |
| ④現行の特別養護老人ホームの受け入れ体制の強化 | 25.3 | 17.8 | 8.9 | 14.1 | 19.1 |
| ⑤それらの人に対応できる新たな居宅介護サービスを地域に創設 | 17.7 | 16.2 | 16.1 | 22.4 | 22.7 |
| ⑥親と暮らすそれらの人に対応できる新たな居宅支援サービスを地域に創設 | 6.5 | 13.1 | 17.4 | 7.1 | 8.6 |
| ⑦その他 | 1.2 | 3.1 | 1.4 | 0 | 1.2 |

○ 日中活動関係等で必要に思う支援

| | 障害者支援施設 | | 生活介護事業所(通所) | GH・CH | |
|-------------------------------------|---------|------|-------------|-------|------|
| | 知的障害 | 身体障害 | 知的障害 | 知的障害 | 精神障害 |
| ①現行の障害者支援施設のさらなる機能強化 | 43.7 | 43.3 | 31.0 | 29.1 | 21.0 |
| ②現行の通所介護(デイサービス)など、介護保険サービスの積極的な活用 | 17.7 | 18.5 | 27.4 | 30.0 | 39.2 |
| ③それらの人に対応できる新たな日中支援サービスや日中活動サービスの創設 | 37.3 | 36.6 | 41.2 | 40.3 | 39.2 |
| ④その他 | 1.3 | 1.6 | 0.4 | 0.6 | 0.7 |

○ その他の必要に思う支援

| | 障害者支援施設 | | 生活介護事業所(通所) | GH・CH | |
|---------------------------------------|---------|------|-------------|-------|------|
| | 知的障害 | 身体障害 | 知的障害 | 知的障害 | 精神障害 |
| ①成年後見制度などの利用促進や意思決定支援の仕組みを整備し、権利擁護を強化 | 26.0 | 26.6 | 24.4 | 24.8 | 21.4 |
| ②地域医療との連携協力体制の確保 | 31.3 | 30.5 | 24.7 | 26.2 | 24.4 |
| ③地域において相談支援、居宅介護、移動支援等のサービス基盤を整備 | 16.7 | 18.8 | 25.6 | 22.2 | 24.4 |
| ④地域において関係機関との連携等、支援のネットワークを整備 | 25.5 | 23.5 | 24.7 | 26.7 | 28.8 |
| ⑤その他 | 0.5 | 0.5 | 0.7 | 0 | 1.1 |

※ 地域における高齢の障害者の居住支援等の在り方に関する調査・研究(平成24年度(日本知的障害者福祉協会))

今後の暮らし方について

今後の暮らし方については、「これからも今のところで」は、居宅が最も高く(約71%)、入所施設は最も低い(約49%)。

今後の暮らし方(%)

(住居として入所施設、GH・CH、居宅で生活する障害者に聴取)

| 質問内容 | | 入所施設 | GH・CH | 居宅 |
|--------------------|-------------|-------|-------|-------|
| これからどこで暮らしていきたいですか | これからも今のところで | 49.2 | 60.5 | 70.8 |
| | 今のところ以外 | 50.8 | 39.5 | 29.2 |
| 合計 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

3. 地域における居住支援についての論点（案）

地域における居住支援についての論点（案）

- 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住の支援等の在り方について、どう考えるか。

附帯決議
(全体版)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

<平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。
- 二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 十 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

<平成24年6月19日 参議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県の行う事業を具体的に定めるなど、地域生活支援事業について、市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。
また、意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 二 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 三 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 四 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 五 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 六 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 七 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労を更に促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 八 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 九 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。
- 十 障害者政策委員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。